



# 女性のがん検診(集団検診)の 電話予約を行います



4～5月に女性のがん集団検診を完全予約制で実施します。希望する方は、下記をご確認の上、期間内に電話でお申し込みください。

また、6月からは医療機関検診も実施しますので、対象となる方は、集団検診か医療機関検診のいずれかを選択し、年度内1回の受診をお願いします。

医療機関検診の詳細は、平成29年度保健事業年間予定表(3月末新聞折込予定)などをご確認ください。

**[検診内容]** 対象年齢は平成30年3月31日現在。

検診名	対象年齢	負担金	検査方法
子宮がん検診 (子宮頸部)	20歳以上の女性	1,200円	子宮頸部細胞診
乳がん検診	超音波	30～39歳の女性 1,300円	超音波：乳房の超音波検査 マンモグラフィ：乳房をはさんで行うレントゲン検査(2年に1回)
	超音波+マンモグラフィ※	40～49歳の女性 2,800円(超音波：1,300円、マンモ2方向：1,500円)	
		50～56歳の女性 2,600円(超音波：1,300円、マンモ1方向：1,300円)	
	マンモグラフィ	57歳以上の女性 マンモ1方向：1,300円	

※40～56歳の方は、超音波のみまたはマンモグラフィのみの受診も可能です。

**[検診日程]** 実施時間＝原則として午後 受付＝12:10～12:50

実施会場	検診日	備考
保健センター	4月17日(月)～21日(金)、 24日(月)～27日(木)	予約受付後、個別通知を発送しますので、詳細についてご確認ください。
	5月8日(月)・9日(火)・ 15日(月)・16日(火)	
大野ふれあいセンター	5月10日(水)～12日(金)	

※4月19日(水)は子宮がん・乳がんマンモグラフィのみの受診となります。

**[予約期間]** 4月1日(土)～4日(火)

8:30～17:15

**[予約専用ダイヤル]** ☎ 77-8951

- ◇上記は予約期間専用の電話番号です。予約期間終了後は通話できません。
- ◇ファックス・Eメール・郵送での予約はできません。
- ◇申し込みは、原則本人がお願いします。(都合がつかない場合は同居の家族のみ代理が可能です。)
- ◇定員になり次第締め切ります。
- ◇予約期間後のお問い合わせについては、保健センターまでご連絡ください。

※4月1日(土)に限り、保健センター窓口でも予約を受け付けます。

**[注意事項]**

- 勤務先で女性のがん検診を受ける予定の方は対象外となります。
- シリコンやペースメーカーなどを挿入している方、妊娠中・授乳中の方は、マンモグラフィを受けられません。
- 初めて子宮がん検診を受ける方、乳腺疾患・婦人科疾患で通院中の方、閉経以降の方、月経が不規則な方は、医療機関での検診をお勧めします。
- 自覚症状のある方は、検診ではなく医療機関への受診をお願いします。

☎ 保健センター ☎ 82-6218



広告



広告



3月31日(金)から 谷原および長栖の各一部で

# 下水道の供用を開始します

問 下水道課

平成28年度の公共下水道整備工事が完了し、3月31日(金)から谷原・長栖の各一部(下図参照)で、下水道の供用を開始します。区域内にお住まいの方は、お早めに下水道への接続工事をお願いします。

下水道に接続すると、汚水(家庭から出る雑排水や水洗トイレの水など)を直接流すことができます。

なお、下水道に接続するための工事については、次のとおり助成が受けられますので、ぜひご利用ください。

## ① 助成金の交付

供用開始後、3年以内に下水道接続工事をした方に、5万円の助成金を交付します。

## ② 融資<sup>あっせん</sup>に伴う利子補給

供用開始後、3年以内に下水道接続工事をした方に、一世帯あたり30万円まで融資を斡旋します。金額は、排水設備計画確認に基づき、市で算定します。返済は、融資を受けた月の翌月から36カ月以内です。利息は一時立て替えていただきますが、年度ごとの請求に基づき市がお支払いします。

## ③ 浄化槽転用雨水貯留施設への改造工事費の助成

下水道接続時に、不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合の改造工事費を助成するものです。改造工事費(1基)の3分の2以内の金額とし、10万円を限度に助成します。

※①と②の助成については、どちらか1つのみ利用できます。

③については併用することが可能で、①と③、もしくは②と③の利用ができます。



## 改造工事は市が指定する 工事店で行ってください

下水道接続工事は、市の指定した工事店以外ではできません。指定工事店以外で工事を行った場合は、無資格工事となり、やり直しや罰則の対象となりますのでご注意ください。

排水設備指定工事店の一覧表は、下水道課窓口または市ホームページをご覧ください。

## 使用料の算定

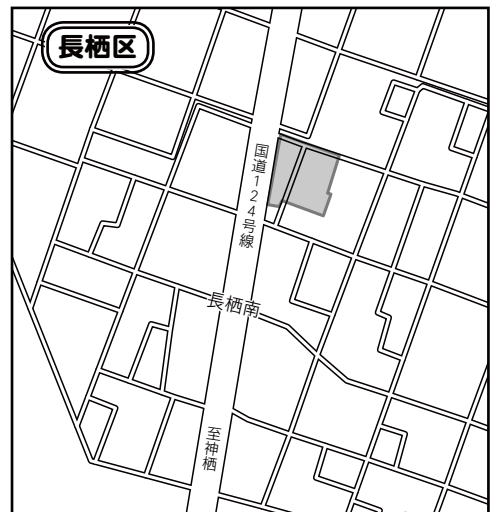
使用水量を基に算定します。

- 市営水道を利用する場合＝水道使用量を使用水量とします。
- 井戸水を利用の場合＝井戸水配管に設置したメーター器で計量した使用水量とします。

※使用料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。



※今回供用を開始する区域(灰色)は、約12.8haです。



広告



広告